

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和5年度 第1回 高松市都市計画審議会
開 催 日 時	令和5年8月28日(月) 11時00分～12時10分
開 催 場 所	高松市役所11階114会議室
議 題	議案第1号 高松広域都市計画公園の変更(高松市決定)
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	太田委員、川口委員、紀伊委員、清水委員、土井委員、三笠委員、小比賀委員、大西委員、大山委員、北谷委員、黒木委員、喜多委員、中野委員、吉田委員
欠 席 委 員	中西委員
オブザーバー	—
傍 聴 者	4人(定員 10人)
担当課及び 連 絡 先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

会議経過及び会議結果
<p>会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案の審議について <ul style="list-style-type: none"> 議案第1号 次期高松市総合計画の策定等に伴う都市計画マスタープラン、立地適正化計画、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の見直しに向けて 議案第2号 高松広域都市計画都市高速鉄道(琴電連続立体交差事業)の廃止の方針に伴う、関連都市計画決定の取扱について ・ 議案第1号について <ul style="list-style-type: none"> 事務局より議案第1号について説明。 <p>(主な質疑・意見等)</p> <p>(小比賀委員)</p> <p>6ページの朝日町周辺の土地利用の現状についてですが、黄色に着色した部分は何を示していますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>説明の中では割愛させていただきましたが、こちらは県や国が埋め立てを行っていきながら、工</p>

会議経過及び会議結果

業用地や港湾用地の確保を行っていく予定でございます。

(小比賀委員)

県や国の用地とのことですが、観光船、クルーズ船の寄港ができるような岸壁を整備すると聞いています。場所はどちらでしょうか。

(事務局)

地図でご覧いただいたほうが分かりやすいと思います。サンポートの岸壁については、現在、クルーズ船等が寄港していますが、大型の船だとはみ出してしまいますので、県の事業で岸壁を延伸するものです。また、朝日地区については耐震岸壁を国の事業で実施しているものです。(地図にて場所を説明)

(三笠委員)

計画の改正について、原則賛成いたしますが、遅きに失した感じがします。当然これは早くやるべきであったと感じていますが、2ページで説明がありましたが、立地適正化計画で国の防災指針を取り入れながら今後居住の在り方を検討していくとのことですが、これについては、今後、戦略計画等の中で具体的に出てくるものだと思っておりますが、ある程度、本委員会で教えていただいております。

(事務局)

立地適正化計画における防災対策の位置付けとしまして、昨今災害リスクが高まっている状況の中で、レッドゾーンやイエローゾーンといった区域を危険の度合いに応じて指定しているということですので。そういった中で居住を誘導していくのに適切な区域かどうかということや地域の災害の指定状況や被災状況を勘案しながら、将来において皆様に住んでいただくのに相応しい地域かどうかを検討し、防災指針として位置付けていく状況でございます。具体的には、土砂崩れの恐れがある等、危険が伴う地域については積極的に居住の誘導はしない区域として位置付けていくということでございます。いずれにしましても、案がまとまった段階で、ご説明させていただきたいと思っております。

(三笠委員)

ありがとうございます。今回の令和6年の部分改定に関しては、次期総合計画の策定を踏まえた見直し内容の検討と高松港湾計画との整合を図り臨海部の土地利用を検討していくということですが、その内容につきましては、令和10年度の全部改定までに取り入れていくと認識しているのですが、南海トラフによる災害の危険性も高まる状況の中で、早めに取り入れる必要があると思っております。

また、立地適正化計画において居住誘導区域内外の関係というのは、防災の関係然り、空き家が増えてきている中で人口密度等についての検証も合わせながら、総合的に検討していく必要があると思っております。計画全体の改定については、中身が非常に重要であるので、肝に銘じて取り組んでいただきたいと思います。

(事務局)

今回の6年度の改定は総合計画の改定や県の高松港港湾計画の改定に合わせて、部分改定をしていくものであり、この機会に国で示されている防災指針についてもしっかりと検証していきながら見直しを進めてまいりたいと考えています。立地適正化計画については規定では5年毎に見直しを行うということですので、状況の変化をとらえていきながら、見直しの必要があるかを明確

会議経過及び会議結果

化し、取り組んでまいりたいと思っております。

(事務局)

三笠委員より、立地適正化計画の考え方についてご指摘いただきましたが、令和6年度の改定については、防災指針を作成するということですが、市街地でも河川に近い場所等では、レッドゾーンやイエローゾーンに指定された区域があり、昔からずっと人が住んでいる場所におけるレッドゾーンやイエローゾーンの扱いについて、具体的に検討しながら部分改定をさせていただきます。

また、居住誘導区域の張り方や居住誘導区域の内外の関係につきましては、全市的な大きな話であると考えておまして、空き家や住生活の問題と関連付けて、令和10年度に全面的な見直しを行うように進めてまいりたいと存じております。また令和6年度の部分改定においては、考え方を十分念頭において方向性を打ち出していきたいと思えます。

・議案第2号について

事務局より議案第2号について説明。

(主な質疑・意見等)

(北谷委員)

13ページの高規格道路の高松環状道路についてですが、市民の方々の関心も高く、よく話を聞くのですが、松山や徳島では既に整備されているかと思いますが、大体いつ頃に完成するのか、簡単な工程等ございましたらお示しいただきたいと思えます。

(国交省香川河川国道事務所)

高松環状道路につきましては、いくつかのハードルがございます。都市計画決定や用地買収、事業化等ございまして、まずは第1段階である新規事業化を目指しているところです。その中で、手続きを段階的に踏んでいく必要がございますので、何年に完成ということは現段階では言えない状況でございます。高松環状道路の新たな動きとしましては、7月と8月に市民の皆様アンケート調査を実施させていただくとともに、企業の方々にはヒアリング調査を行い、その集計と分析を行っているところでございます。今後は第2回の四国地方小委員会を開催させていただきまして、その中で高松市民の皆様がどのようなニーズを持っているか、また、企業がどのようなことを考えているかをご説明しながら、だんだん形作っていき、ルートの話についても今後行っていきますので、現段階ではいつまでに完成というのは言えない状況でございます。

(土井会長)

ありがとうございます。今後、スピード感を持って事業に取り組んでいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(大西委員)

14ページの関連都市計画の取り扱いについて、教えていただけたらと思えます。①と②については、令和6年度から、③④⑤については今年度から検討を行うということで、この中で公共交通ネットワークの再構築、また、将来のまちづくりを見据えた都市計画の変更を検討ということでしたが、将来のまちづくりを見据えたという部分については、総合計画も含めて多岐にわたるかと思うのですが、例えば将来的に高松市の都市としての価値を上げて税収を増やしていくような視点でのまちづくりも含まれていると認識してよろしいでしょうか。

会議経過及び会議結果

また、①、②に関連しまして、中央通りを挟んで東西の回遊性については課題となっているかと思いますが、今プロムナード化等の中で検討されているかと思いますが、こちらについても検討の内容に入っていますでしょうか。

(事務局)

都市計画の見直しにあたりましては、上位計画やまちづくりの方針に基づいて、具体的な都市計画をどのように策定や見直しを行っていけばいいかということが必要となってきますので、将来の高松市にふさわしいまちづくりに資するように見直しを進めて参りたいと思っております。

また、将来の需要予測等に基づいて適正規模に都市計画の変更を検討し、また、他の都市計画の変更も別途必要となってくるかもしれませんので、広い視点で見直しに向けて検討していきたいと思っております。

2点目の中央通りを挟んでの東西の連続性や回遊性の課題といった部分につきましては、現在、県で中心市街地プロムナード化検討委員会が設置されております。現時点においては、資料の13ページで説明させていただきましたが、サンポートエリアにおけるプロムナード化について検討を進めているところでございますが、続く検討といたしましては、少し南側のエリアまで含めた形で車中心から人中心の利用が進められるように検討が行われる予定でございますので、県、市で協力しながら、まちづくりに結び付けられるように検討していきたいと思っております。

(三笠委員)

都市計画決定を解消するために今後の方針を含めて、国へ報告するのでしょうか。

(事務局)

都市計画に関する部分につきましては、本審議会の委員の皆様のご意見をいただきながら市が決定する事項については市で行い、県が決定する事項についてはご意見を報告していくということになっております。県が決定する都市計画については国と協議しながら、市が決定する都市計画については県と協議しながら、広域的な見地でのその在り方が適切かどうかというところを協議しながら進めていくことになっております。

(三笠委員)

本案件については、県と協議した後に国に了解をもらわないといけないのでしょうか。

(土井会長)

この案件については、国とのやり取りは生じません。

(三笠委員)

では、県との整合性を図った後に県が国との協議をしないといけないのですか。

(事務局)

連続立体交差事業の本体の都市計画決定に関しては県決定ですので、県は国と協議する必要がありますが、関連する事業の都市計画決定については市決定ですので、この都市計画審議会において議論をし、県にも意見は求めますが、決定は本審議会で行います。

具体的な案ができましたら、手続き関係も含めて本審議会でご説明させていただきたいと思っております。

(三笠委員)

連立の廃止に伴うことは、国の補助金もありますので、その関係において、当然審議会を通ったら県へ行き、国へ了解をもらわないといけないのではないですか。

会議経過及び会議結果

(事務局)

連立の都市計画決定については、県の都市計画審議会で最終決定します。国と事前協議は必要ですが、都市計画決定の判断にあたって、改めて国から了をもらう必要はありません。また、事前協議については、現時点で既に終わっております。

本日の説明としましては、5つの関連事業を審議会でご審議いただくものですが、背景にあるのは連立事業の廃止ということですので、あわせてご説明させていただきました。

(小比賀委員)

高松環状道路について、寿町から檀紙町の計画でございますが、環状線ということでしたら、高松市を中心として円形の道路ができるものと思っておりますが、現在の計画は西側の区間だけでしょうか。東側の計画は現段階でありますでしょうか。

(事務局)

環状道路につきましては、段階を経て位置付けていく必要があります。候補路線、計画路線、整備区間といった位置付けを国の認可をいただきながら進めていくというものになっております。現段階で認可をいただいているのが高松西インターチェンジから高松空港に向かう路線で、県が事業を進めている状況でございます。高松西インターチェンジからサンポートエリアにつきましては、今後、調査区間として熟度を高めていこうということでございます。残る東側の区間については目途が立っていない状況でございますが、位置付けとしては将来的に整備を進めていこうと計画路線として掲げているところでございます。